

毎週火、金曜日発行（但休日^に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 山林振興地域の指定
- 土地の公用廃止
- 土地改良事業の認可
- 天災による資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱
- ◇公告 昭和三十四年度農業講習所生徒募集

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県規則第五十五号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「百三十三転飼許可手数料 養ほう振興法第四条第一項の規定に基づく一ほう群一場所につき五十円」を「百三十三みつばちの転飼許可手数料 一場所につき六百円以内において一ほう群につき 五十円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百五十六号

新農山漁村建設総合対策要綱（昭和三十一年四月六日閣議決定）に基づく山村振興対策要領第二の二の規定により、昭和三十三年度山村振興地域を次のように指定する。

昭和三十三年十一月二十八日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 渡 辺 拾 男

農林漁業
地域番号

山村振興地域名

地域の範囲

市町村名 旧市町村名

- 三三 智頭町東部地域 智頭町 山郷村、山形村
- 二六 郡家町東部地域 郡家町 上私都村、中私都村、下私都村

鳥取県告示第五百五十八号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十三年十一月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 拾 男

- 一場 所 東伯郡東郷町大字方地字
太イ田九一一番地先
下田一、〇四一、一〇四〇ノ一番地先
二ノ清水一〇五四ノ一番地先
- 一 地目その他 河川敷

一面 積 一〇五、九五坪

(関係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第五百五十九号

御机土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする農道事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十三年十一月二十四日認可した。

昭和三十三年十一月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 拾 男

鳥取県告示第五百六十号

所子土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十三年十一月二十七日認可した。

昭和三十三年十一月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 拾 男

鳥取県告示第五百六十一号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十三年十一月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 拾 男

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱

(総則)

第一 知事は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三百十六号)に基き、市町村に対し、利子補給費補助金及

び損失補償費補助金を交付するものとし、その交付に關しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第七十九号)及びこれに基く政令若しくは鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)によるのほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第二 規則第五条の規定に基く補助金交付申請書(以下「申請書」という。)の様式は、利子補給費補助金については別記様式第一号、損失補償費補助金については別記様式第二号とする。

2 申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、当初の申請のときに添付したものは、その後申請を行う場合において、これを省略することができ

- 一 市町村と融資機関との契約書の写
- 二 その他知事が必要と認める書類
- 3 申請書及び添付書類の提出部数は、次のとおりとする。

る。

一 利子補給費補助金交付申請書及び添付書類は、それぞれ正副二部、ただし、市町村と融資機関との契約書の写は五部

二 損失補償費補助金交付申請書及び添付書類は、それぞれ正副二部及びこの写を三部

4 申請書の提出時期は利子補給費補助金については、毎年一月一日から同年六月三十日までの期間にかかるとは同年四月三十日までに、毎年七月一日から同年十二月三十一日までの期間にかかるとは同年十月三十一日までとし、損失補償費補助金については、毎年八月三十一日までとする。

5 市町村長は、申請書及び添付書類の記載事項を変更した場合には、遅滞なく知事に届け出なければならぬ。

(補助金の交付の条件)

第三 規則第七条の規定による補助金の交付を決定する場合に附する条件は、次のとおりとする。

一 市町村長は、次の各号の一に該当する場合には、

あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
イ 補助事業等の内容を変更しようとする場合

ロ 補助事業等を中止し又は廃止しようとする場合

二 市町村長は、利子補給費補助金及び損失補償費補助金について、当該補助事業にかかる県の補助金と当該補助事業にかかる市町村の予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第三号による調書を作成して、これを保管しなければならないこと。

三 市町村長は、補助事業者等に対し補助する場合は、当該補助事業等にかかる収入及び支出を明かにした帳簿を備えさせ、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管させなければならないこと。

四 市町村長は、補助事業者等に対し利子補給費補助金及び損失補償費補助金の交付の決定をする場合においては、県が補助金等の交付の決定に当つて附した条件を遵守するに必要な条件を附し、かつ、前各号に掲げる条件と同趣旨の条件を附さなければならない

ないこと。
(実績報告)

第四 利子補給費補助金にかかる規則第十八条の実績報告書については、別記様式第一号の様式を準用する。

2 実績報告書は二部作成し、利子補給費補助金の交付

別記様式第一号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費補助金交付申請書 (又は実績報告書)

昭和 年 月 日
鳥取県知事 殿

市 町 村 長

下記のとおり天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱により、(又は昭和 年 月 日付鳥取県指令受農政第 号で補助金交付の決定の通知があつた昭和 年度の天災による被害農林漁業者等)に対する利子補給の事業が終了したので、)利子補給費補助金の交付を申請 (又は事業実績を報告) します。

1 事業の目的

決定の通知を受けた日から一箇月以内に知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十三年度発生の日災による利子補給費補助金及び損失補償費補助金から適用する。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基き、天災によつて被害を受けた被害農林漁業者に対し、その経営等に必要な資金の融通を円滑にするため利子補給を行い、経営の安定に資する。

2 市町村の単協に対する補助計画 (又は実績)

災 害 別	資 金 別	単 協 名	補 助 割 合 (分 厘 毛)	利子補給補助額 円	備 考

(注) 「備考」欄には、その他必要な事項を記入すること。
「補助割合」欄には、次表により記入すること。

貸付利率(A)	利子補給のない 場合の貸付利率 (B)	補 助		率 (B-A)	
		国庫補助率	具 補 助 率	市町村補助率	計
年 6分5厘以内	年 1 割	1分7厘5毛	1分1厘5毛	6 厘	年 3分5厘
年 3分5厘以内	年 1 割	4分2厘2毛5糸	1分4厘7毛5糸	8 厘	年 6分5厘

3 計算明細計画 (又は実績)

災害別	融資先別	資金別	業態別	年月日	償 還 額		中間 融 資 残 高	貸付期間	日数 (F)	年間(又は 半年間)積 算数 (E)×(F)
					約定償還額 (A)還額	上償計 (B)(A+B)				
							総 額 (G)			
							延滞額 (D)			
							(G)-(D) (E)			

(注) 1 「資金別、業態別」の欄は、別表の区分により記入すること。
 2 「年月日」欄は、この補助金の申請に係る期間内における融資残高の異動の年月日を記入すること。
 3 「償還額」欄には、この補助の申請に係る期間内に償還した額を記入すること。
 4 「中間融資残高」欄中「総額」欄には、この補助金の申請に係る期間の当初融資額、「延滞額」欄には、この補助の申請に係る期間内の約定による償還額のうち延滞となった額を記入すること。
 5 「貸付期間」欄には、融資残高に異動があったときには、異動のあった度ごとに区分してその期間を記入すること。

4 収支予算書 (又は収支計算書)

(A) 収 入 の 部

円	円	円	円	円	円	円
	定期的	農業手形				
		災害資金				
	当座的	その他				

(注) 1 損失補償請求時(又はその前月末)の試算表を添付すること。

2 「最近の事業年度の年間販売取扱高」及び「最近の事業年度の年間購買取扱高」欄は、融資機関が信用事業以外の事業をもあわせ行う場合にのみ記入すること。

ロ 損失補償又は損失補償費補助金交付申請までに関係機関のとつた措置のうち、次の事項に関する概要の説明

(1) 被害農林漁業者等に対し経営資金等を貸し付けるための資金を農業協同組合等(以下「經由融資機関」という。)に対し貸し付けた農林中央金庫、農業協同組合連合会等(以下「連合会等」という。)が市町村に対し損失補償をする時まで採った措置

(2) 契約により市町村が損失補償をすることとなっている場合には、市町村が損失補償までにとつた措置(債権取立促進指導その他)

B 損失補償が經由機関の延滞に起因する場合

(一) 損失補償が必要となつた理由

(1) 經由融資機関の状況

經由融資機関に融資した融資機関名

(災害名

当初 貸付 年月日	貸付 金額	最終償 還期日	經由融資機関が 貸付先農林漁業 者等から回収し た金額	經由融資機関に融 資した融資機関から 回収した金額	損 失 額			損失補償請求まで に經由融資機関に 融資した債権取立 措置	貸付金をす 損失に至つ た理由
					元 本	利息	遅延 利息		
	円		円	円	円	円	円		

(2) 添 付 書 類

損失補償請求時(又はその前月末)における經由融資機関の試算表、最近年次の業務報告書、運営の概要その他参考となるべき事項を記載した書類

ロ 損失補償又は損失補償費補助金交付までに関係機関のとつた措置のうち次の事項に関する概要の説明(1)契約により市町村が損失補償をすることとなっている場合には、市町村が損失補償までにとつた措置(債権取立促進指導その他)の概要

ハ 添 付 書 類

融資機関の市町村に対する損失補償申請書の写を添付すること。

4 収 支 精 算 書

(4) 収 入 の 部

区分	本年度精算額	本年度予算額	対比増減		備考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
市町村費					
計					

(四) 支出の部

災害別	区分	本年度精算額	本年度予算額	対比増減		備考
				増	減	
		円	円	円	円	
		損失補償額				
		計				

別記様式第三号
昭和〇〇年度
農林省所管

〇〇補助金調査書

県	助名	交付決定の額	補助率	歳入		歳出		備考	
				科目	予算額	収入額	科目		予算額
〇〇事業		円		円	円	円	円	円	
〇〇費									
〇〇費									
その他									

記載要領

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては、款、項、目及び節を、歳出にあつては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳まで記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては、当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予算費支出額、流用増減額等に区分して、それぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

公 告

昭和三十四年度鳥取県立農業講習所講習生を次の要領により募集する。

昭和三十三年十一月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

昭和三十四年度鳥取県立農業講習所講習生

募集要領

一 講習生募集の目的

農業改良事業に従事する農業改良普及員及びその他農業技術指導者の養成並びに農村中堅青年の育成

二 講習区分及び修業年限

1 本科（農業改良普及員及び農業技術指導者の養成）

2 実科（農村中堅青年の育成）

イ 普通実科 農業技術一般について習得させる。

ロ 果樹実科 果樹栽培技術を中心に習得させる。

三 講習の場所

本科及び普通実科 鳥取市吉成 県立農業講習所

果樹実科 岩美郡津ノ井村 県農業試験場果樹分場

そ菜実科 米子市旗ヶ崎 県農業試験場西伯分場

四 入所受験資格

1 本科 高等学校の卒業者又は昭和三十四年三月末日までの卒業見込者並びにこれと同等以上の資格を有すると認められた者

2 実科 中学校の卒業者又は昭和三十四年三月末日までの卒業見込者

五 募集人員

1 本科 十五人以内

2 実科

イ 普通実科 三十人以内

ロ 果樹実科 若干名

ハ 所菜実科 三十人以内

六 入所試験期日及び場所

1 期日 昭和三十四年三月十九日 午前九時より

2 場所

本科、普通実科、果樹実科

鳥取市吉成 県立農業講習所

そ菜実科 米子市旗ヶ崎 農業試験場西伯分場

七 入所試験の方法

左記の科目について、本科は高等学校卒業程度、実科は中学校卒業程度の筆記試験及び面接試験を行う。

1 本科

イ 数 学 一般数学、解析1、解析2、幾何の四科目中から一科目を選択する。

ロ 理 科 物理、化学、生物、地学の四科目中から、高等学校の農業科課程卒業者は一科目、その他の者は二科目を選択する。

ハ 農業一般 高等学校の農業科課程卒業者に受験させる。

二 国 語

八 出願手続及び受付期間

1 出願手続 入所希望者は、次の書類各一通を鳥取市吉成農業講習所入所係あて提出すること。ただし、そ菜実科入所希望者は、米子市旗ヶ崎農業試験場西伯分場講習生係あてとする。

イ 入所願書（所定の用紙）

ロ 学校成績証明書（所定の用紙に在学期間中各学年毎の成績を記入し、学校長封印のもの）

ハ 身体検査証

2 受付期間

昭和三十四年二月二日から昭和三十四年三月十六日まで（郵送による場合は当日到着のものに限り有効）

九 合格者発表

昭和三十四年三月二十四日農業講習所前に掲示するは

か合格者に通知する。
十 問合せその他

入所に関する問合せ又は出願用紙の申込は、鳥取市吉成県立農業講習所（電話鳥取四、七七九番）にすること。通信による場合は、所要の郵便切手十円をはつたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥
取 取 取
所 取 取
鳥 鳥 鳥
取 取 取
市 市 市
取 取 取
東 東 東
町 町 町
県 県 県
取 取 取
印 印 印
刷 刷 刷
所 所 所